

## 一般社団法人日本ペインクリニック学会会長選出細則

**第1条** 一社)日本ペインクリニック学会は、一社)日本ペインクリニック学会定款第1章第4条第1号に基づき、大会を開催する会長の選出に必要な事項を定める。

**第2条** 会長は、次の規定により次々期会長として選出される。

- 1 次々期会長は立候補者及び理事が推薦した候補者の中から、理事会で一名を推薦し、社員総会の議を経て会員総会の承認を受ける。
- 2 次々期会長候補者は、原則として一社)日本ペインクリニック学会の評議員を5年以上継続し、一社)日本ペインクリニック学会の各種委員会の委員を務め、会長として学術集会開催年度に65歳を超えないものが候補者としての資格を有する。
- 3 次々期会長候補者は、選出年の3月末日までに規定の書式で、「所信」とペインクリニックに関する「業績」を提出する。
- 4 代表理事は、次々期会長候補者が会員総会の開催される年の3月末日までに立候補及び理事推薦候補者がいない場合、臨時の理事会を開催し、次々期会長候補者を推薦しなければならない。
- 5 一社)日本ペインクリニック学会評議員選出細則第2条(5)で選出された者は除く。

### 附 則

- 1 本細則の改廃は、社員総会の議を経て、会員総会の承認を得なければならない。
- 2 本規則は、2014年7月27日より施行する。

2007年7月8日制定 2008年7月21日改正 2009年7月19日改正 2011年7月24日改正 2012年11月3日改正  
2013年7月13日改正 2014年7月27日改正